

令和2年度 第6回 県有林産物 一般競争入札

# 公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和2年12月1日

# 公 売 公 告

第6回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地  
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件  
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。  
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間  
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時  
\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 12月22日 (火)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階 401会議室	中北 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 12月24日 (木)	西八代郡市川三郷町 高田111-1 西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 12月25日 (金)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 4階 大会議室A	富士・東部 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

## 5 入札参加資格

(1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」及び「その他不用品の買入(15-12)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと

とします。

6 入札保証金

原則、免除します。

7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

原則、免除します。

9 契約締結期限

落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 その他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内ただし1千立方メートル以上を売り払うときは8箇月以内	① 利付国債 ② その他政府の保証のある債券 ③ 銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	①  1.00% ②  14.60% (違約金) ③  14.60%
素材	1件の売り払い代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長  
殿

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

住 所

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

## 第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	106	甲斐市 亀沢 大明神山	68 と <sub>1</sub>	3.19	からまつ	用材	22-28	590	292.20	13ヶ月 一般林 水源かん養保安林 74年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、 伐採法面の崩落防止、表 土の流出防止等、林地保 全に十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ずること。 2 残存する端材・末木枝 条については、土場周囲 などに集積することなく、 伐採区域全体において分 散処理すること。 3 索道設置、集材搬出 路、集積、造材作業箇所 等については、林務環境 事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を 使用する場合は、関係機 関に必要な手続きを行うこ と。 5 公売箇所の一部は私有 地に接しており、当該箇所 を集材搬出路、集積造材 作業土場等を使用する場 合は、事前に関係土地所 有者及び施設管理者の同 意を得ること。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法 は、標準地調査法による。
						用材	30-54	335	308.15	
					からまつ小計			925	600.35	
					あかまつ	用材	22-28	16	9.09	
						用材	30-54	80	115.48	
					あかまつ小計			96	124.57	
					くり	用材	22-54	16	8.61	
					くり小計			16	8.61	
					用材計			1,037	733.53	
					小径木(針)	チップ等		191	87.09	
					小径木(広)	チップ等		1,005	271.63	
					小径木小計			1,196	358.72	
					計			2,233	1,092.25	

## 第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	
中北	107	葦崎市 清哲町青木 御座石前山	404 ち <sub>2</sub> 外	4.35	ひのき	用材	16-20	379	85.80	23ヶ月 一般林 水源かん養保安林 56年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 端材・末木枝条については、土場周囲などに集積することなく、伐採区域全体において分散処理すること。 3 索道設置、集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。	
						〃	22-28	757	303.78		
						〃	30-54	363	341.01		
						ひのき小計			1,499		730.59
					あかまつ	用材	30-54	218	189.33		
						あかまつ小計			218		189.33
					くり	用材	22-54	221	179.49		
						くり小計			221		179.49
					小径木(針)	チップ等		944	137.89		
					小径木(広)	チップ等		719	227.17		
						小径木小計			1,663		365.06
						計			3,601		1,464.47

## 第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林班 小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備考	
中北	108	北杜市 須玉町江草 内山	579 に9	4.83	あかまつ	用材	10-28	991	397.75	15ヶ月 一般林 普通林 66年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 端材・末木枝条については、土場周囲などに集積することなく、伐採区域全体において分散処理すること。 3 索道設置、集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法による。	
						〃	30-54	1,553	1,654.98		
						〃	56-	4	10.62		
					あかまつ小計				2,548		2,063.35
					からまつ	用材	10-28	10	3.89		
						〃	30-54	3	2.54		
					からまつ小計				13		6.43
					つが	用材	10-28	1	0.12		
						〃		1	0.12		
					つが小計				2		0.24
					くり	用材	16-20	24	3.71		
						〃	22-54	74	37.25		
					くり小計				98		40.96
					けやき	用材	16-20	15	2.63		
						〃	22-54	12	8.26		
					けやき小計				27		10.89
					ほおのき	用材	16-20	27	4.06		
						〃	22-54	17	8.14		
					ほおのき小計				44		12.20
					みずき	用材	16-20	48	7.91		
						〃	22-54	43	18.24		
					みずき小計				91		26.15
					かんば	用材	20-30	9	1.82		
						〃		9	1.82		
					かんば小計				18		3.64
					はんのき	用材	20-30	13	4.07		
						〃	32-54	7	6.91		
					はんのき小計				20		10.98
					せん	用材	20-30	2	0.80		
						〃	32-54	1	0.80		
せん小計				3	1.60						
なら類	用材	20-30	53	16.98							
	〃	32-54	23	20.11							
なら類小計				76	37.09						
とち類	用材	20-30	11	3.01							
	〃	32-54	8	7.06							
とち類小計				19	10.07						
小径木(針)		チップ等		245	144.15						
小径木(広)		チップ等		2,135	69.83						
小径木小計				2,380	213.98						
計				5,329	2,435.64						



## 第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡南	301	富士川町 アシダ小屋	116 ろ2	1.10	ひのき	用材	12~14	1	0.06	搬出期間 8ヶ月 一般林 水源かん養保安林 55年生人工林
						〃	16~20	37	9.08	
						〃	22~28	537	255.62	
						〃	30~54	335	272.50	
							小計	910	537.26	
					くり	用材	16~20	1	0.19	
							小計	1	0.19	
					はんのき	用材	22~30	2	0.91	(公売条件)
							小計	2	0.91	
					用材 計			913	538.36	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。 3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法による。
					小径木(針)	チップ等		38	13.26	
					小径木(広)	チップ等		29	5.21	
					小径木 計			67	18.47	
					合計			1.10		

## 第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡南	302	南部町 中乙	174 か1	1.01	すぎ	用材	12~14	10	1.11	搬出期間 10ヶ月 一般林 水源かん養保安林 52年生人工林
						〃	16~20	58	13.96	
						〃	22~28	168	88.78	
						〃	30~54	330	375.45	
						〃	56~	3	13.01	
							小計	569	492.31	
					ひのき	用材	12~14	1	0.10	(公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の 崩落防止、表土の 流出防止等、林地 保全に十分配慮 し、必要に応じて 対策等を講ずること。
						〃	16~20	15	3.56	
						〃	22~28	52	24.28	
							小計	131	83.86	
					もみ	用材	16~20	1	3.13	2 残存する末木枝 条については、伐 採区域内全体にお いて分散処分する こと。
							小計	1	3.13	
					用材 計				701	579.30
					小径木(針)	チップ等			38	15.60
					小径木(広)	チップ等			360	23.30
					小径木 計				398	38.90
合計				1.01				1,099	618.20	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	407	都留市 ホウズイ	71 は7	2.08	あかまつ	用材	12~28	204	74.96	10ヶ月 一般林 水源かん養保安林 59年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。  2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。  3 索道設置、集材搬 出路、造材作業箇 所、材の集積箇所等 については、事前に 林務環境事務所と協 議すること。  4 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。  (調査方法)  樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						〃	30~54	506	457.19	
						〃	56~	4	10.88	
						小計		714	543.03	
					その他針葉樹	用材	12~28	56	19.35	
						〃	30~54	39	32.72	
						小計		95	52.07	
					計		809	595.10		
					小径木(針)	チップ等		330	94.86	
					小径木(広)	チップ等		849	44.51	
					計		1,179	139.37		
合計				2.08				1,988	734.47	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	408	大月市 <small>をくさん雁ヶ腹措</small>	168 は6	0.68	ひのき	用材	16~20	7	2.18	6ヶ月 一般林 水源かん養保安林 61年生人工林  (公売条件) 1 伐採作業に当たり、区域内に存在する送電施設管理用歩道を損傷等しないよう細心の注意を払うこと。 そのほか、伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。  2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。  3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、事前に林務環境事務所と協議すること。  4 既設林道、作業道等を使用する場合は、事前に関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						〃	22~28	109	62.83	
						〃	30~54	129	125.12	
						小計		245	190.13	
					とち類	用材	32~54	20	41.62	
						小計		20	41.62	
					計		265	231.75		
					小径木(針)	チップ等		204	105.33	
					小径木(広)	チップ等		68	14.35	
					計		272	119.68		
合計				0.68				537	351.43	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	409	大月市 <small>をくさん雁ヶ腹措</small>	170 は5	2.89	ひのき	用材	16~20	152	36.02	13ヶ月 一般林 水源かん養保安林 63年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。 2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。 3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。 4 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						〃	22~28	499	217.43	
						〃	30~54	369	258.66	
						小計		1,020	512.11	
					からまつ	用材	12~28	526	215.50	
						〃	30~54	65	72.96	
						小計		591	288.46	
					ほおのき	用材	22~54	43	22.79	
						小計		43	22.79	
					計			1,654	823.36	
					小径木(針)	チップ等		405	187.27	
					小径木(広)	チップ等		1,515	54.65	
					計			1,920	241.92	
合計				2.89				3,574	1,065.28	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	410	鳴沢村 絶頭	432 ろ2,3,4	4.68	あかまつ	用材	12~28	70	28.78	15ヶ月 部分林 国立公園普通地域 64~67年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。 2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。 3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。 4 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						〃	30~54	479	633.67	
						小計		549	662.45	
					からまつ	用材	12~28	117	68.45	
						〃	30~54	316	855.86	
						小計		433	924.31	
					もみ	用材	30~54	35	49.14	
						〃	56~	12	33.70	
						小計		47	82.84	
					計			1,029	1,669.60	
					小径木(針)	チップ等		562	299.52	
					小径木(広)	チップ等		2,632	76.87	
					計			3,194	376.39	
合計				4.68				4,223	2,045.99	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	411	富士吉田市 細尾野	414 ろ1	3.41	しらべ	用材	12~28	205	101.62	15ヶ月 部分林 国立公園 第3種特別地域 70年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。 2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。 3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。 4 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						〃	30~54	853	1,029.82	
						〃	56~	68	173.23	
						小計		1,126	1,304.67	
					計		1,126	1,304.67		
					小径木(針)	チップ等		341	175.62	
					小径木(広)	チップ等		853	53.54	
					計		1,194	229.16		
合計				3.41				2,320	1,533.83	

第6回 (12月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	412	富士河口湖町 阿加間窪	481 は1,2	1.12	あかまつ	用材	30～54	34	23.86	6ヶ月  部分林 国立公園 第3種特別地域 66年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流出防 止、伐採法面の崩落 防止、表土の流出防 止等、林地保全に十 分配慮し、必要に応 じて対策等を講ずるこ と。 2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。 3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。 4 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。  (調査方法)  樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						小計		34	23.86	
					からまつ	用材	12～28	191	81.21	
						〃	30～54	79	80.64	
						小計		270	161.85	
					計			304	185.71	
					小径木(針)	チップ等		134	40.10	
					小径木(広)	チップ等		672	99.90	
					計			806	140.00	
合計				1.12				1,110	325.71	